雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ~令和6 年8 月 1 日から~

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」^{*1}に基づいて「基本手当日額」^{*2}を算定しています。 賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の 増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和6年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

- ※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- ※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	13, 890	14, 130	6, 945	7,065 (+120)
30~44 歳	15, 430	15, 690	7, 715	7,845 (+130)
45~59 歳	16, 980	17, 270	8, 490	8,635 (+145)
60~64 歳	16, 210	16, 490	7, 294	7, 420 (+126)

【例】

29 歳で賃金日額が 17,000 円の人は、<u>上限額(14,130 円)が適用されますので、</u>令和6年8月1日 以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、7,065 円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2, 746	2, 869	2, 196	2, 295 (+99)

〇基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,295円になります。



厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

○基本手当日額の計算方法

賃金日額(w円)	給付率	基本手当日額(y円)			
◆離職時の年齢が 29 歳以下(※	(1)				
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円~4,159 円			
5,200 円以上 12,790 円以下	80%~50%	4,160 円~6,395 円(※2)			
12,790 円超 14,130 円以下	50%	6,395 円~7,065 円			
14,130円(上限額)超	_	7,065円(上限額)			
◆離職時の年齢が 30~44 歳					
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円~4,159 円			
5,200 円以上 12,790 円以下	80%~50%	4,160 円~6,395 円(※2)			
12,790 円超 15,690 円以下	50%	6,395 円~7,845 円			
15,690円(上限額)超	_	7,845 円(上限額)			
◆離職時の年齢が 45~59 歳	◆離職時の年齢が 45~59 歳				
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円~4,159 円			
5,200 円以上 12,790 円以下	80%~50%	4,160 円~6,395 円(※2)			
12,790 円超 17,270 円以下	50%	6,395 円~8,635 円			
17,270円(上限額)超	_	8,635円(上限額)			
◆離職時の年齢が 60~64 歳					
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円~4,159 円			
5,200 円以上 11,490 円以下	80%~45%	4,160 円~5,170 円(※3)			
11,490 円超 16,490 円以下	45%	5,170 円~7,420 円			
16, 490 円 (上限額) 超		7, 420 円(上限額)			

- ※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。
- $2 y=0.8w-0.3\{(w-5,200)/7,590\}w$
- ※3 y=0.8w-0.35{(w-5,200)/6,290}w,y= 0.05w+4,596 のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当)の算 定における上限額については、下表の通りになります。

◆就業手当の 1 日当たり支給額(基本手当日額の 30%)の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	1, 887	1,918 (+31)
60~64 歳	1, 525	1,551 (+26)

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後(前年度増減)(円)
59 歳以下	6, 290	6, 395 (+105)
60~64 歳	5, 085	5, 170 (+85)